

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成26年度第2回水戸市廃棄物減量等推進審議会
- 2 開催日時 平成26年7月2日（水）午後1時30分から
午後2時45分まで
- 3 開催場所 水戸市国際交流センター 3階研修室1
- 4 出席したものの氏名
 - (1) 委員 会長 井上繁
副会長 上村伸彦
赤林泰寛，江尻加那，飯田正美，植田修一，川崎晃一，菊地弘幸，吉田俊明，菊地健，荘司道之介，菊池直樹，檜山敏子，藤枝みち
 - (2) 執行機関 市民環境部長 三宅正人，ごみ対策課長 佐藤則行，
清掃事務所小吹清掃工場長 濱岡伍，ごみ対策課課長補佐
篠原芳之，ごみ対策課ごみ減量係長 会沢知洋，ごみ対策課
計画係長 遠藤宏律，ごみ対策課主事 角田光紀
 - (3) その他 欠席委員 島村真知子
- 5 議題及び公開・非公開の別 水戸市ごみ処理基本計画（第3次）の素案について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称 資料 （素案）水戸市ごみ処理基本計画（第3次）

9 発言の内容

(開会, 会長挨拶, 欠席委員報告, 会議録を確認し署名する委員の選出)

会長ー それでは議事の審議に入るが, 水戸市ごみ処理基本計画(第3次)の素案について, 事務局よりまず説明願う。

執行機関ー それではお配りした資料, (素案)水戸市ごみ処理基本計画(第3次)をご覧ください。まず, この計画書の構成について申し上げる。

本計画は, 第1章, 第2章, 第3章, 第4章と章立てし, 最後に資料編を付した構成となっている。計画の主体となる部分は第3章及び第4章がそれにあたる場所である。目指すべき姿, 基本姿勢, 目標項目及び数値を第3章, 施策の体系, 基本施策, 具体的施策とその主な取組, 計画の推進体制などを第4章に示す。第3章, 第4章については, 前回の審議会にお諮りし, 概ね了承をいただいている。

この第3章及び第4章の内容を説明するものとして, その前段として, この計画の位置付けや期間を第1章に, 目標及び施策を定めていく上で把握が必要となる, 本市の人口やごみの量, また, これまでの取組において明らかになった課題など, 本市のごみを取り巻く状況を第2章に示す。

本計画は, そのようなつくりとなっていることを御承知おきいただき, また, 今回は計画の全体のうち新たにお示しする部分を中心に御審議いただきたい。

計画全体の構成は, 今後, 第4章に含まれる計画の推進体制及び計画の進行管理を, 章を別にし, 第5章とする方向で調整するなど, 計画の構成や文言の整理を最終的に進めることとなる。

まず第1章の計画の概要では, 計画改定の目的を述べている。

水戸市新ごみ処理計画, 前計画の下での施策の取り組みと目標達成の状況から, 本市のごみ処理に係る課題等を明らかにするとともに, 前計画の施策の成果を踏まえ, 課題等に対応しながらさらなるごみの減量化と再資源化を目指すため, 計画の見直しが求められている。また, 国及び県における計画等の推移を踏まえた見直しや, 本市の上位計画である水戸市第6次総合計画の策定を踏まえ, 6水総等の上位計画との整合を図る見直しについても求められている。これらの背景や新たな動向等を踏まえ, 新たな計画として, 本計画を策定するものとしている。

2ページには, 計画の位置付けとして, 図1-1に, 法令や上位計画, 関連する計画と本計画の関係を示している。また, 3ページにおいて計画対象区域と計画期間を示している。計画期間は2014(平成26)年度から2023(平成35)年度までの10年間としている。

4 ページからは第 2 章，ごみを取り巻く状況である。

まず，ごみを取り巻く状況として，表 2-1 と図 2-1 に年齢別人口の推移を示している。本市の現状では，人口は緩やかに増加しているが，世帯数は人口の増加率を上回る勢いで推移している。このことは，ごみの減量にとっては，なかなか減量が進みにくい要因になっているものである。

5 ページでは，本市の人口において特徴的と呼べる部分である，昼間人口の比率の高さを示している。表 2-2 の人口の昼夜間人口比率を見ていただくと，昼間人口の割合が高く，地方中核都市圏における拠点性，中枢性の高さが現れている。このことは，ごみの排出量についても，影響が考えられる要因の一つである。

また，6 ページ，7 ページに示した産業構造の現状では，表 2-3 の産業別就業者人口を見ると，第 3 次産業の就業者数が多勢を占めている。同様に，事業所数についても，表 2-4 の業種別事業所数を参照すると，やはり第 3 次産業が圧倒的に多く，ここでも本市の特色が見てとれるものである。

8 ページからはごみの排出状況である。表 2-5，ごみ排出量の推移，合わせて図の 2-3，2-4，それぞれ総排出量と家庭系ごみ排出量の推移を御覧いただきたい。

2000（平成 12）年度は約 13 万トンあったごみの排出量は，2012（平成 24）年度には 11 万トンを切るくらいの量となり，ごみの排出量が減少傾向にあり，ごみの排出抑制が進んでいるという状況になっている。

しかし，10 ページの図 2-6，資源物排出量を見ると，ごみの排出量の減とともに，資源物の回収量も減少している状況にある。特に，地域等で取り組んでいただいている集団資源物回収による資源物量の減少が顕著である。

なお，表 2-5 の一番下，民間ルート of 資源物回収量については，ごみの排出量には含めず，次ページに説明する処理量に加算し，リサイクル率を算出していくものである。

11 ページからは，ごみ処理，資源化，最終処分の状況を説明する。

まずごみ処理の状況は，表 2-6 に示したごみ処理量の推移を御覧いただきたい。直接処理量は，排出量と同様に減少してきているが，2010（平成 22）年度以降は，民間ルートの資源物回収量を含めている関係から，増加に転じている。

資源化の状況は，12 ページの表 2-7 及び図 2-7 に資源化量及びリサイクル率の推移として示しているが，やはり民間ルートの資源物回収量を加算することにより，リサイクル率が 17.2% まで上昇する状況になっている。13 ページの最終処分の状況も，ごみの排出量と同様に減少している状況にある。

14 ページからはごみ処理の体制を説明する。本市は現在，水戸地区，常澄地区，内原地区の 3 地区で収集並びに処理を行っており，ここでは，15 ページから 22 ページまで，それぞれの地区におけるごみ処理の流れ，収集回数及びごみの排出方法，処理施設の概要を説明している。

まず収集区域の区分を図 2-9 で、表 2-9 で収集区域ごとの面積、人口及び世帯数を示し、表 2-10 では、3 地区の処理の区分の状況を示している。15 ページから 17 ページは、各地区のごみ処理の流れを説明しており、集積所から収集・運搬したごみ等は、常澄地区は「大洗、銚田、水戸環境組合」において処理をし、内原地区は「笠間・水戸環境組合」において処理をしている。

18 ページは、表 2-11 として、収集区分ごとの収集形態、収集回数及び排出方法を示している。19 ページから 22 ページは、各地区のごみ処理施設の概要である。

23 ページは、前計画である水戸市新ごみ処理基本計画の状況を説明している。ここでは施策の点検状況と、目標の達成状況をまとめて示している。

(1) の施策の点検状況については、前計画で掲げました基本的な方向性及び基本目標ごとに、取組の状況及び今後に向けた課題としてまとめている。今後に向けた課題は、前計画に位置付けた施策に取り組んできた結果、明らかになった課題である。

この施策の点検を基に、課題を分析し、本計画において継続すべき施策は何か、また、新たに取り組む必要があることは何かを把握し、本計画における施策及び取組に反映させ、本計画の目標項目の目標数値達成に向け、取り組んでいくことになる。

25 ページには、前計画の目標達成状況を示している。前計画の目標は、2000（平成12）年度比で、短期目標の2010（平成22）年度までに、1人1日当たりのごみ排出量を、20%の減量を目指すとしていたが、短期目標が達成できていない状況であるため、さらなる減量が必要になっていると説明している。

26 ページでは、今後の本市のごみ処理における、特に重要となる課題をまとめている。課題は大きく3つあり、排出量に係る課題、分別排出に係る課題、国県の方針及び目標等に係る課題である。

特に本計画においては、排出量そのものを減らすことを最優先に考えていくため、発生抑制・再使用をいかに進めるかという観点で、これらの課題を踏まえ、計画を策定してきたところである。

なお、国と県と比べた本市の状況は、本市は国及び県に比べ、1人1日当たりのごみ排出量は高く、一方でリサイクル率は低い傾向にある。そのため、排出量の削減と再資源化の徹底が必要となる、ということを示している。

28 ページからが、第3章及び第4章となる。前回の審議会において御審議をいただき、概ね了承をいただいているところであるが、今回はその後精査したことにより付け加えた部分などを中心に説明する。

第3章の表題である「計画の構想」は、6水総に基づく個別の計画における統一した表現に調整し、今後変更があるので、その旨御承知置きいただきたい。

精査した部分は、まず30ページ、表3-1、計画の目標項目・数値の実績値

における、2000（平成12）年度のリサイクル率で、前回は13.4%という数値になっていたが、再度確認作業を行い、数字を精査し、13.3%として改めてお示ししている。同じく30ページの図3-1、ごみ排出量と将来推計であるが、このグラフに示した本計画の中間年度となる2018（平成30）年度と、本計画の目標年度である2023（平成35）年度の数値については、前回の審議会では目標達成時の数値のみを、グラフ上に示していた。今回は目標達成時のグラフに加え、隣に予測値のグラフを示している。この予測値とは、現行の計画と同程度の施策を、今後継続していった場合に予測されるごみの排出量を意味している。予測値では、人口の増減に合わせた程度の変化のみが見てとれる、という状態になるものである。

32ページは、目標項目・数値の1、1人1日当たりのごみ排出量の目標設定の考え方を図示している。目標年度である2023（平成35）年度までに、本計画の最優先事項である発生抑制、再使用の取組により、ごみ減量を図っていくことを示している。そのうち、①の燃えるごみと②の燃えないごみについては、この2つの要素が、目標項目・数値1-① 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の構成になる、ということを示している。

その目標項目・数値1-①、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量については、2012（平成22）年度から2023（平成35）年度まで、目標達成時には70グラムを減量することになっている。その70グラムを減量するためには、こういったものをどのくらい減らせば、それに相当するのかを、例示している。

ここではまず排出抑制の効果をもって、約23グラムを減量し、約47グラムは、燃えるごみに含まれる資源を適正に分別し、かつ、新たな分別区分による資源化を進めることで、達成していこうとするものである。23グラムの減量は、およそみかんの皮1個分とLサイズのレジ袋3枚分が相当する。まずレジ袋は断り、みかんの皮1個分の重さの減量に努める必要があることになる。また、現在燃えるごみ、燃えないごみとして排出されるものの中には再資源化できる資源物も含まれている現状から、500ミリリットルのペットボトル2本分の資源物を分別して、資源物として出すようにすれば、減量化の目標に届くということになる。

34ページの事業系ごみ排出量の説明におきまして、前回お示した案では、目標数値を20%の減とした考え方について、産業構造の特性等によると表現していたが、今回はより多くの要因を加筆し、本市の特性を現す要素を示すかたちに改めている。

続いて第4章、基本施策については、本計画の具体的施策及び各施策の主な取組を前回の審議会でお示しし、概ね御了承をいただいたところであるが、今回、改めてお示しさせていただく部分がある。資料の47ページ、具体的施策とその主な取組の説明の後になるが、全部で68の取組、再掲分を除くと66の取組のうち、17の取組を特に重点的に取り組むものとして、本計画における重点的な

取組にまとめたものを追加させていただいている。

これら重点的な取組につきましては、本市の上位計画である6水総の目標に合致していること、本市の重点事業である新ごみ処理施設・最終処分場に関するもの、小吹清掃工場や第一・第二最終処分場に関するものに加え、本計画において新規に取り組むもの、本計画の最優先事項であるごみの発生抑制・再使用に係るもの、前計画の課題及び現状を踏まえた課題の解決を図るもの、目標達成のため必要なもの、審議会等で議論されたもののうち強い要望のあるもの、ごみ処理手数料のあり方に係るものなどを踏まえて勘案し、選定したものである。

まず「基本方針Ⅰ ごみの発生抑制・再使用の推進」における重点的な取組としては、基本施策ⅰの啓発活動・環境教育による意識改革では、具体的施策1の①、具体的施策2の④、具体的施策3の②、基本施策ⅱのごみの発生・排出を抑制する取組では、具体的施策4の①、具体的施策6の①と②、具体的施策7の②、具体的施策8の②である。

「基本方針Ⅱ 分別の徹底と再資源化の拡大」における重点的な取組としては、基本施策ⅰの新たな分別等による再資源化の拡大に向けた取組のうち、具体的施策9の①と②、具体的施策10の③である。

「基本方針Ⅲ 資源循環型の廃棄物処理システムの確立」における重点的な取組は、基本施策ⅱ 施設の整備及び適正管理のうち、具体的施策17の①から④、具体的施策18の①と②である。

取組のスケジュールについては、新規事業を本計画の前半で計画するとして準備し、後半に実施するものとして、前回お示ししたが、新規の取組であっても前半からの取組が可能であれば、実施も進めるという形に改めている。

本計画の章立ては1章から4章までとしているが、先に説明したとおり、章立てを再度整理し、第5章として計画の推進体制と進行管理を設けることになる。計画書本体はこの素案の55ページまでとなっているが、それ以降は資料編として、計画書本体に示される各種の法令やごみの状況などを、説明するものとなっている。

資料編の構成は、法体系、関連する計画の内容、ごみ処理経費、他市との排出、資源化状況の比較、前計画の実施状況の一覧、ごみ量の内訳、本審議会の紹介、用語解説となっている。

説明は以上となる。御審議のほど、お願いしたい。

会長ー 29ページに基本方針が1から3まで出ている。これを受け、47ページに、それぞれの基本方針について具体的にどのような政策を行うのかということが出てくるとわかりやすいことから、47ページを新たに追加したということである。ほかにも、第3章と第4章については、庁内の検討を踏まえ、一部追加及び修正等があるということである。

計画の全体像が見えてきたということであるが、しばらく自由に質問、意見を出していただきたい。

指名して恐縮だが、____委員、全体をご覧になって何か気づいた点はあるか。

委員一 イメージとしては、排出抑制に力を入れていく、というのは理解できた。排出抑制に力を入れていくうえで、一番大事なのは、事業系が出遅れているので、事業系に力を入れていくということ。視点として、そういうことは大事だと思う。

資料に事業系と家庭系の排出量を、全体で1080グラムだったか、事業系が400グラムくらい、家庭が600グラムくらい、という数字があったが、事業系は県と比べて200グラムくらい多いので、その対策をとるというのは大事なことである。具体的にどのようにやるのかは頭が痛い。

事業系をやるにはいくつかのポイントがある。料金の見直しはしっかりやらないとならない。事業系のごみを家庭系に出してしまえばタダで出来てしまうので、いくら抑制しようとしても、タダだと減らしても減らさなくても別にいいだろうということになり、うまくいかない。ただ、そうすると収集運搬業者がいろいろな業者との付き合いの中で困ることになる。そこは収集運搬業者と話し合いをしてもらい、トータル的には料金制度をきっちりと確立したうえで事業系のごみの出し方をいかに浸透させるか、そして事業系のごみを減らすと経費が減るというメリットをいかに出すか政策を実施するうえでとても大事なことである。啓発は大事である。実務上は廃棄物処理業者関係の意見を聞いたうえで行うのが現実的である。

あと、水戸以上に昼夜間人口の差が多く、接客業が多く、観光資源が充実しているのに1人当たりの排出量が少ないところを探した。京都市がそうである。京都市の排出量は平成24年度で、959グラムであった。内訳は、生活系が480グラム、事業系が478グラム。生活系が480グラムなのには何か対策をとっているのではないかと思う。京都市も事業系の方々に、何か意識啓発をしないといけないと動き出したようである。

こういうかたちで、チェックしてみてほしい。製造業や卸売業、事務所や小売業、飲食店など、業種が違うとごみの組成も異なる。組成が異なると対応も異なる。チェックリストの内容も異なる。これらの資料を差し上げるので、参考にしながら、啓発上のアプローチを図ってほしい。呼びかけではなくて、自分でチェックして自分で気づいてもらうというアプローチも必要である。一度京都市のデータを見てみるといいのかと思う。

あと、料金改定のタイミングであるが、平成30年度に各種施設が完成し、稼働し始めると思うが、そこが大きなターニングポイントであると思っている。その前までには、分別収集のあり方にしろ、集団回収のあり方にしろ、総点検し、意識啓発をどうやって持って行ったらいいかなど、切り替えるのには平成30年度というのが一番やりやすいのかなと思う。できればその転換期に、ここまでや

ったので、水戸市のごみ処理経費が何千万円削減できました、その分を図書館の本を買うのに回したなどのかたちで還元したと、市民の皆様に見せることができれば、良い流れであると思う。減量した結果経費が浮いた、浮いた経費はこっちに回した、という見せ方をその時に合わせて考えてみてほしい。

会長一 前段に言われた事業系のごみ等については、前回もいろいろ意見が出ており、業者の方の御意見も、これまで積極的にご発言いただいているので、全体的にご覧になって、ご意見をいただきたい。____委員が最後に言われたように、見せ方というのは大変大事なところである。他にご意見をお願いします。

委員一 33ページに家庭系ごみの減量化があつて、1日1人当たり70グラムとあり、グラムがはっきり見えてきたのはいいが、新しいごみ処理施設ができた場合に、容器包装の法律に基づきプラスチック系のごみを燃やさないということになるが、それだけで70グラムが減るのかなと思った。また、プラスチックは比較的軽いので、いくら容器包装を分別し、プラスチックは燃やさないとしても、それだけでは70グラムは減らないということなのか、新しい処理施設が動いて、分別が今の分別方法と変わることとの関連と、この70グラムの減量をどう捉えたら良いのか、この33ページの中では書ききれてないように思う。

あと、35ページにリサイクル率を25パーセントまで上げていこうということだが、リサイクルをするにしても費用がかかるわけで、25パーセントに高めていったときのリサイクル経費というのは、水戸市の予算からするとかなり増えてしまうのかどうか、そこの関係の検討があれば教えていただきたい。

執行機関一 33ページから説明する。70グラムの減量は、新ごみ処理施設稼働後の目標値であるので、新たな分別に基づいて試算されたものである。しかし減量そのものについては、新施設の稼働前でも取り組めることを行い、減量を推進していくことが大事であるので、今からでも取り組むことが可能なものを、事例として示している。23グラムの減量については、発生抑制、再使用の施策を最優先に、総合的に施策を進めることで減量を図る目標とした数字である。47グラムの資源化については、ごみとして出されていたものを資源としていくことで、最終的に1日47グラム減らすことができるという説明であるが、その分はどのくらいの重さになるのかをイメージさせるため、500ミリリットルのペットボトル2本分という事例を示した。

35ページのリサイクル率に係るコストについては、計画策定後、計画を進めて行く中で、様々な要因を加味しながら、どういった経費が必要かを押さえ、取組を進めるものとして捉えている。

委員一 回収する経費は、人件費や燃料費などが高騰しているもので、今後は上がっていく

と思う。平成30年度に料金が上がるとなると、今から対策を考えていかななくてはならない。リサイクル率の目標については、市と収集運搬業者の組合と連携していけば、達成する可能性はあると思う。新たに追加された47ページにあるシュレッダーくずの再資源化については、業者側もだいぶ力を入れ始めている。清掃工場に持ち込まれる紙の量も多少は減っているのではないかと思う。組合内でも、なるべく資源に回すように指導をしている。

また、事業系のごみについては、黄色い袋で出しているケースもあるので、事業系ごみについての啓発をしてもらえれば、そういったケースも減っていくのではないかと思う。

委員一 リサイクル率についてはやり方によってまだまだ増えると思う。集団回収については、回収場所は現在470か所くらいあるが、過去には5百何十か所くらいあった。それがだんだん減ったという理由などをもう少し探っていただき、なぜ約1割程度の地域団体が参加しなくなったのかを調べ、その意見を聴きながら、工夫して増やしていくのも、リサイクル率を向上させる力になると考える。

一つの例を言えば、集団回収の際は分別をすることになるが、集まってくる段階では分別されていない。それを分別するのは各地域団体の役員さんになるので、役員さんが大変な思いをしている。地域団体に向け、新たなマニュアルでも作り、このようにやりませんかという呼びかけをしてはどうか。もちろん市の出費もあるが、ごみになるよりはリサイクルした方がいい。

ところで、1キログラム当たりのごみの処理費用はいくらになるか。

執行機関一 資料編の6ページをご覧いただきたい。ここに単価的な数字を載せているが、1トン当たりでおよそ3万8千円である。

委員一 そういった経費もかかるわけで、リサイクルすれば10円で済むということになる。実施団体を掘り起こすことも一つの手法と思っている。

また、新ごみ処理施設についてお聴きする。新ごみ処理施設には、やはり清掃事務所は設置されるのか。

執行機関一 設置する方向で検討している。

委員一 新ごみ処理施設が稼働するのが、今回の計画の中間になるが、資料の14ページには収集区域の区分ということで、3地区で処理している現況が書かれているが、新たな施設ができれば水戸市全体が一つの収集区域となると、考え方が変わると思う。そうすると計画の途中段階で変わり、以降はわざわざ3つの区域にわけて排出量をカウントはしないのか。それとも、地域ごとの特徴を掴むために、それ以降も3つの地域で数字は出していくのか。

執行機関一 現状では、各処理場に搬入した際のトラックの重量で測っている。新ごみ処理施設でも搬入の際のトラックの重量で計測する。そのときに、3地区ごとにわけられるかという点、現実的には不可能と思う。人口等により推計値を出すことは、ある程度は可能であるが、今のような正確な数値を出すことは難しいと思う。また、中には内原地区で収集したごみと水戸地区で収集したごみが一つのトラックで来ることも想定できるので、詳しい数字を掴むのは不可能だと思う。

委員一 やはり水戸市全体での数字を見ていくしかないと理解する。

委員一 現在許可業者は、3地区で全部違う許可をもらっているが、これが1つの地区となる可能性はあるのか。

執行機関一 ここで断言はできないが、例えば水戸地区と内原地区の両方を持っている方についてはある意味変わらないわけだが、内原地区だけの許可業者さんや常澄地区の許可業者さんなどあるので、もう少し時間をいただきたい。

委員一 一本化になれば、いろいろな経費が助かるので、検討願いたい。

委員一 委員の皆様にお聴きしたいことであるが、水戸市でプラスチック容器包装を分別する、資源物は燃えるごみには出さない、ということを進め全部取り除くと、一番ごみの中で比重を占めるのは生ごみになってくると思う。その生ごみをどれだけ減らしていくのかというのが、もちろん飲食店や公共施設も大事なのだが、やはり各家庭の生ごみについて、家庭や地域でどうやって減らそうと取り組んでいるのか、そこがもう少し具体的に、水分をよく切るといったことは書いてあるが、生活スタイルにも関係するが、例えば残飯を減らすなどのPRができるような計画になればいいかと考えるが、いかがだろうか。

生ごみを集団で集めて、市の方でリサイクルするということではなく、とにかく各家庭で生ごみ処理機器の設置を進めましょうということを書いてあるが。

委員一 生ごみのことでは、処理機器を購入すると補助が出るという制度があるが、手続きが面倒だというのが住民の感触である。私の家でも何年かに1回はコンポスターを買うが、補助を受けたことがない。これを、店を指定して、水戸市の住民ならば補助額抜きの値段で買える、という制度は無理なのだろうか。

委員一 指定の店に住民票など持っていけば補助額抜きの値段で買えて、販売業者が市に手続きを取るという、簡素化ができればという考えか。

委員一 電動だと何万円という単位かもしれないが、コンポスターだと数千円の単位なので、面倒ならば受けなくてもいいかという感じになってしまう。

執行機関一 おっしゃる意味はよくわかる。これも検討ということしか言えないが、もうひとつ、補助金であるので、適正な公金支出の執行も大事であるので、その辺りと兼ね合わせながら、市民の視点に立てば手続きの簡素化も大事なので、その両面から検討する事項と考える。手続きの簡素化ということは市民の声としてあるということをお願いしたので、十分踏まえてまいりたい。

委員一 もうひとつ、発泡トレイについて、発泡トレイの回収は内原地区だけのようにあるが、他の地区が回収しない理由は何か。

執行機関一 発泡トレイも含めて、プラスチックの容器については、新ごみ処理施設ができたなら、それを契機に分別回収を開始するという事に決定している。発泡トレイもその一部なので、そのときから始める。ではなぜ今やらないのかと言うと、集めたプラスチックは梱包しなくてはならないが、実は水戸市は梱包する施設を持っていない。また、集めたプラスチックを置いておく場所も足りないのので、これは5年後にきちんと始めさせていただく。それに向けて、どういう収集体制をとるのか、どういう方法でやるのか、その辺は既に検討に入っているところである。

他都市の例を見ると、月1回、月2回といろいろあるので、それを含めて検討している。なお、スーパーなどではトレイや透明容器など独自回収を進めていらっしゃる場所もあるので、現段階ではそういったところをご活用いただくよう、市民の皆様にはPRしていくというのが現状である。

委員一 補助金の話しについて申し上げたい。所属する業界の組合では、電動の生ごみ処理機に関しては、補助金が出るとお客様にアピールすると同時に、手続きのお手伝いをさせていただいている。手続きは確かに面倒ではあるが、販売店にご相談いただければ、アドバイスなどが可能であるので、ご利用いただきたいところである。

補助金の流れについて、販売店にこれだけ売ったのでこれだけくださいというかたちにすると、最終的にユーザーさんには、本当に還元されているのかという部分で問題が出てくると思うので、税金を使つての政策なので、補助金を受け取れることを確実にするためには、やはり後払い方式しかないという気はする。手続き上の問題なので、どういった方法がいいのかというのは別の話しになるが、現状ではそういった問題があるのかと考える。

こういった補助金関係というのはブームみたいなもので、何年か前に節水意識の関係からか食器洗浄機がたくさん出たときがあった。またテレビ番組で取り上げられて、話題になってどっと出て、しばらく経つと下火になるようなことがあ

る。せっかく補助金が出るようになったけれども、一時的なもので終わってしまうこともあると思うので、生ごみ処理機については、補助制度を継続的にアピールしていくことが大事なことはないかと思う。

先ほど、33ページの家庭系ごみを70グラム減らす具体例があったかと思うが、市民の方の受け止め方について、具体的に目安をアピールした方が、数字で何グラムというよりはるかにわかりやすいと感じる。

事業系のごみの関係で言うと、コストに直結するので減らしたいと考えている。商慣習のようなものがあるが、例えば、我々がユーザーさんに販売をした際、古いものを引き上げたりするのであるが、本来なら、廃棄物の処理にお金がかかるということをユーザーさんにもご理解いただきたいと考えている。また、事業系のごみを減らすことについては、分別にも取り組んでいるが、資源高という言葉があって、工事などで出た廃材も分別してリサイクルに回すなど細かくやるようにはしている。そのように、我々も努力をしていることをご理解いただきたい。

事業系だけではなく、家庭系のごみについても、市民の皆様には、ごみの処理にはコストがかかり、これを減らせばこれだけ浮く、別なことにも使えるということをアピールする視点も必要ではないかと思う。

会長ー そのほかご意見はあるか。

(意見なし)

会長ー 無いようであるので、水戸市ごみ処理基本計画（第3次）の素案については、審議会として、基本的に原案のとおり了承ということとする。

その後、事務局で精査して、微修正のようなことはあるかと思うが、基本的に了承したい。

では、その他事項に移る。

執行機関ー 今後のスケジュールについて申し上げる。このあと、庁内での再度の調整を経て、計画（素案）の意見公募を行い、意見集約したのち、委員の皆様にお示しするかたちになる。

会長ー この件に関して、ご質問等はあるか。

委員ー パブリックコメントの時期は大体いつごろになるか。

執行機関ー 8月上旬から9月上旬を考えている。詳しい日程については、広報みと及びホームページでお知らせする。

会長－ ほかには意見はあるか。
(意見なし)

会長－ 無いようであるので、以上で審議を終了とさせていただきます。

(閉会)